

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 五
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 五
- 保安林の指定をする予定である旨の通知をすることになっている森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件 五
- 土地収用法により事業の認定をした件 五

公 告

- 一般競争入札を行う件 五
- 落札者を決定した件二件 五
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 不在者投票のできる施設の指定を取り消した件 五
- 福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会
- すくい網漁業について指示する件 五
- こうなご電気棒受網漁業について指示する件 五

福 島 県 告 示 第 七 十 七 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年二月八日

告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
浜通りふれあい診療所	相馬市沖ノ内一丁目二一〇	平成二十四年一月一日
ふくしま共同診療所	福島市大田町二〇一七	同 年 二 月 一 日
医療法人昨雲会 山都診療所	喜多方市山都町字古屋敷四六四一三	同
喜多方腎泌尿器クリニック	喜多方市三丁目四七八二	同
医療法人かみお歯科医院	会津若松市中央一五一一六	同 年 一 月 一 〇 日
荒川歯科医院	南相馬市原町区旭町一六五	同 年 一 月 三 日
きりふや薬局	伊達郡川俣町字鉄炮町七六	同 年 一 月 一 日
山内薬品薬局	喜多方市塩川町東栄町一丁目二一六	同 年 二 月 一 日
喜多方あいあい薬局	喜多方市字三丁目四七八一一	同
ささやの杜薬局	福島市笹谷字古屋敷四一一	同
有限会社小野寺薬局	福島市万世町二一三六	同
株式会社あさがお薬局	福島市入江町二一一九	平成二十五年一月一日
長尾薬局	西白河郡矢吹町中町二五四	同
グリーンライト訪問看護ステーション	福島市飯坂町湯野字梁尻一一一	平成二十四年一月一日

（社会福祉課）

福 島 県 告 示 第 七 十 八 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十五年二月八日

名	称	所 在 地
		福島県知事 佐藤 雄 平

変更前	小島元子クリニック	変更後	小島内分泌内科クリニック	福島市松浪町二一八
-----	-----------	-----	--------------	-----------

(社会福祉課)

福島県告示第七十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十五年二月八日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	
	変更前	変更後
佐久間歯科診療所	福島市上名倉字岡内三五 一―二	福島市さくら二丁目五一 一八

(社会福祉課)

福島県告示第八十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十五年二月八日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	廃止年月日
高橋内科クリニック	伊達郡川俣町大字鶴沢字西ノ内二八	平成二十四年一月二十七日
六角外科泌尿器科医院	耶麻郡猪苗代町字本町四四	同 月三十一日
安部医院	喜多方市山都町字古屋敷四六四	同 同
浜通りふれあい診療所	相馬市沖ノ内一丁目二一〇	同 同
佐々木整形外科医院	白河市郭内一二一〇	同 同

一月二〇日

かみお歯科医院	会津若松市中央一―五―一六	同 年一〇月九日
荒川歯科医院	南相馬市原町区旭町一―六五	同 月三十一日
きりふや薬局	伊達郡川俣町字鉄炮町七六	同 月二〇日
コスモ調剤薬局笹谷東店	福島市笹谷字稲場二八―五	同 月三〇日
山内薬品薬局	喜多方市塩川町東栄町一丁目三一九	同 年一二月二日
有限会社小野寺薬局	福島市万世町二―三四	同 年一二月二日
有限会社ひぐち薬局	福島市西中央一―一一	同 月一〇日

(社会福祉課)

福島県告示第八十一号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
 平成二十五年二月八日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	指定辞退年月日
永峯内科小児科医院	会津若松市館馬町一四―四三	平成二十四年一月二十六日

(社会福祉課)

福島県告示第八十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
 平成二十五年二月八日

福島県知事 佐藤雄平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
八百板 敬一	本宮市本宮字下町	温故堂治療院	本宮市本宮字南町裡	平成二十五年一月二五日

八六

福島県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十五年二月八日

氏名	住 所	福島県知事	佐 藤 雄 平
藤原 義尊	伊達市保原町字赤橋二二一三	施術所名	在宅訪問マツ
		施術所の所在地	福島市森合字台ノ前
		サージあいの	二五一一
		月二五日	
		て福島中央店	

（社会福祉課）

福島県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知することになっている次に掲げる者については、その所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を白河市役所の掲示場に揭示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十五年二月八日

- 福島県知事 佐 藤 雄 平
- 一 所在の不明な者の氏名及びその者に係る森林の所在場所
 - 1 氏名 三宅正明
 - 2 森林の所在場所 白河市双石上日影一五九の二
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 土砂の崩壊の防備のため、前記森林を保安林に指定する予定であること。
 - 2 指定後における当該森林についての指定施業要件は、保安林の指定をする予定である旨通知があった件（平成二十四年福島県告示第六百二十二号）によること。
- （森林保全課）

福島県告示第八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年二月八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

一 起業者の名称

福島市

二 事業の種類

福島市パークゴルフ場整備事業並びにこれに伴う用排水路付替事業及び附帯事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県福島市山田字細谷、字中井、字日向、字牛ヶ首及び字丸山地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

福島市パークゴルフ場整備事業並びにこれに伴う用排水路付替事業及び附帯事業（以下「本件事業」という。）のうち、福島市パークゴルフ場整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴い生じた用排水路付替事業（以下「関連事業」という。）は、法第三条第五号に掲げる地方公共団体が設置する用水路、排水路に該当し、附帯事業は法第三条第三十五号に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、福島市総合計画及び福島市復興計画に基づき、本件事業を行うこととしており、今年度、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

近年の余暇時間の増大、健康志向、価値観の多様化等により市民の各種スポーツ・レクリエーション等生涯スポーツへの参加者は年々増加している。

中でもパークゴルフ愛好者は増加しており、平成二十四年四月現在、福島市パークゴルフ協会会員数は七百二十一名となっている。

平成二十三年度において、県大会は八大会開催されているが、福島市内には公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コース（以下「公認パークゴルフ場」という。）が整備されていないため、福島市以外で大会が開催されており、福島市内の大会参加者は、大会の度に自家用車で移動しなければならず、交通事故等も危惧されている。

また、市・県北地方の大会は十大会開催されたが、福島市内には公認パークゴルフ場がないため、現時点のみ特例で県営あづま総合運動公園の多目的広場での大会開催を認めているが、施設は公認コースの条件を満たしていないため、今後は大会開催会場として認められない可能性があり、近隣で気軽に大会参加できる

機会が減少することが懸念される。

本件事業は、福島市総合計画において掲げる「スポーツ・レクリエーションの振興」の「スポーツ施設の整備充実と効率的活用促進」の事業として位置づけられており、福島市復興計画においては、希望ある復興を進めるための事業計画「元氣プロジェクト」の復興シンボル事業の一つとしている。

本件事業の施行により、市民ニーズに対応したスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図るに加え、市民の相互交流や連携促進による健康で生きがいのあるスポーツのまちづくりを進めることで地域の活性化につながるから、「スポーツ振興」や「希望ある復興」を着実に進めることができる。

さらに、パークゴルフは、子どもからお年寄りまで気軽に楽しむことができ、体力向上や健康維持・増進などさまざまな分野で活用されるスポーツである。そのため、市内小中学校の授業での利用や学習センターでのスポーツ講習会等の事業での利用が見込まれ、愛好者だけでなく、幅広い年代の利用が期待され、生涯スポーツの推進を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

起業者が、希少野生動植物の情報について福島県自然保護課に照会したところ、起業地周辺において、希少野生動植物の生息及び生育は確認されなかった。

起業地内には、埋蔵文化財が存在するが、試掘調査の結果、事業着手に支障はなく、工事の際、埋蔵文化財が発見された場合には福島市教育委員会と協議することとしている。

なお、起業地は、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域には指定されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定に当たって、市内二箇所を候補地とした上で比較検討を行っているが、社会的、経済的及び技術的条件を総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の施行に伴う用排水路付替事業及び附帯事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

福島市内での大会開催は、特例として公認コースの条件を満たしてない施設において大会を開催しているが、今後は引き続き開催することができなくなる可能性があり、近隣で手軽に大会参加できる機会が減少することが懸念され、地元からは施設整備に対する強い要望が出されている。

さらに、本件事業は福島市総合計画に基づき施行するものであり、福島市復興計画においては「元氣プロジェクト」の復興シンボル事業の一つとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

福島市役所保健体育課

(土木総務課用地室)

公 告

公告第33号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第572号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成25年2月8日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者
 にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障が
 ないと認められる者であること。

(4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定め
 る業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に
 掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年3月1日(金)午後5時15
 分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受け
 ること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年3月1
 日(金)午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成25年2月8日(金)から同月28日(木)まで(土曜日及び日曜日
 並びに同月11日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所 3に掲げる場所と同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用
 紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同
 封の上、3に掲げる場所まで平成25年2月28日(木)午後5時15分までに必着で請
 求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年3月26日(火)午前10時

(2) 場所 福島県自治会館3階303会議室(福島県福島市中町8番2号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年
 3月25日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札
 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
 ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合
 においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示
 す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成25年4月1日以降で予算の執行
 が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100
 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に
 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
 を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and operation
 of taxation system for the Fukushima Prefectural Government Iset

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10 : 00a.m., 26 March 2013

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5 : 15p.m., 25 March 2013

(4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Office,
 General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16
 Sugitsuna-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731
 (税務システム課)

公告第34号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康管理マニュアル作製・交
 付業務(その2)の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の
 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特別
 政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11
 第1項の規定により公告する。
 平成25年2月8日

福島県知事 佐藤 雄平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

県民健康管理マニュアル作製・交付業務(その2) 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県保健福祉部健康衛生総室健康増進課健康管理調査室 福島県福島市杉妻町2
 番16号

3 落札者を決定した日

平成24年11月15日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社タナカ 茨城県土浦市藤沢3495番地1
- 5 落札金額
70,421,158円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年10月5日

(健康増進課健康管理調査室)

公告第35号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康管理フェイナル作製・交付業務(その3)の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年2月8日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県民健康管理フェイナル作製・交付業務(その3) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部健康衛生総室健康増進課健康管理調査室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年1月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日進堂印刷所 福島県福島市庄野字柿場1番地の1
- 5 落札金額
16,082,304円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年12月7日

(健康増進課健康管理調査室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条

第五項(第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、平成二十五年一月二十三日次に掲げる不在者投票のできる施設の指定を取り消した。

平成二十五年二月八日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の 所在地
医療法人菅波病院	いわき市四倉町東一丁目五四番地

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

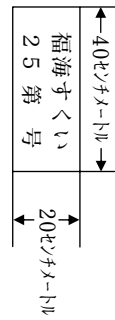
福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年二月八日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳弘

- 一 操業の承認
おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十五年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月一日までとする。
- 四 制限又は条件
1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
(1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三十八年農林省告示第五百一号)の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域
(2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあつては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域)

2 承認証の備付け及び標識の表示
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
 平成二十五年二月八日

福島海区漁業調整委員会
 会長 新妻芳弘

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成二十五年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件

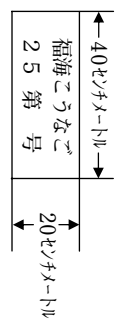
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。
 夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日までとする。